

虐待防止職員研修 [1]

「施設で取り組む虐待事故防止対策」のご案内

－虐待も原因分析と防止対策で防ぐ－

介護保険制度改正により、全ての事業所に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、令和6年4月より完全義務化となりました。また、取り組み不足には減算も設けられました。それだけ、高齢者虐待は社会的な問題となり、各事業所において真剣に取り組まなければならないということです。虐待、または不適切なケアが発生した場合、当該職員の要因である、と考えていませんか？虐待は職員の要因だけで起こるものではありません。どのようなことが虐待に発展していくのか、利用者・家族はどのように感じているのか、ということを知り、日頃のケアを振り返る機会としてください。**1カ月間セミナー録画を配信しますので、全職員の受講が可能になります。**

虐待防止職員研修 [1] の概要

1. 介護保険制度改正で虐待防止措置強化
2. 高齢者虐待の実態
3. 虐待発生要因
4. 虐待に発展する日頃のケア
5. 利用者・家族が虐待と感じるケア
6. 虐待事故の原因分析

身体的虐待	利用者を職員の指示に従わないとして、叩いたりつねる暴力、暴行 ベッドに縛りつけるなどの身体拘束 薬を過剰に投与したり無理やり食事介助をする 車椅子などへの移乗介助の際、乱暴に扱う
ネグレクト	適時におむつ交換など必要なケアを行わない。 利用者の身体や居室を不潔のまま放置する。 排尿していることがわかっているのにオムツ、パットを取り替えない
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 言葉遣いや名前の呼び方で、子ども扱いをする。 排泄の失敗を叱る
性的虐待	入らわす
経済的虐待	利用

《職員研修虐待防止研修》 理解度確認テスト		
次の設問が正しければ○、間違っていれば×を回答欄に記入して下さい。		
No	設問	回答欄
1	2018年4月の介護保険改正で、身体拘束は禁止された。	
2	身体拘束の適正化を検討する委員会は任意で設置することができる。	
3	身体拘束防止の研修を行わなければ介護報酬が減算される。	
4	安易な身体拘束や悪質な身体拘束は突然行われるのではなく、その段階でグレーゾーン行為や不適切なケアが行われている。	
5	現在、身体拘束を行っていない事業所は、身体拘束防止の取り組みを行わなくてよい。	
6	グレーゾーン行為は身体拘束に該当しないので問題はない。	
7	明らかに身体を拘束する行為だけでなく、行動を制限する行為を行ってはならない。	
8	身体拘束は、人手が足りず見守れない時はやむを得ず行う場合がある。	



虐待防止職員研修開催要領

- 開催日時：7月25日(木) 16:30~17:30(7月18日×切)
- 主催：株式会社安全な介護
- 講師：株式会社安全な介護 専任講師 川村亜希
- 受講料：4,400円(税込) | 施設・事業所(PC3台まで)
- 受講方法：Zoomによるオンライン受講
- 提供資料：テキスト・理解度確認テスト
- 申し込み方法：下記URLからお申し込みいただき、所定の口座に受講料をお振込みください。
<https://bit.ly/3EOnL8u>

講師プロフィール

川村亜希 短大卒業と同時に特別養護老人ホームに入社。訪問介護事業所サービス提供責任者、特別養護老人ホーム生活相談員・介護支援専門員を経て、現在湘南医療福祉専門学校教員・社会福祉法人育成会研修センターのセンター長。2018年より株式会社安全な介護リスクコンサルタント。介護職員や生活相談員の実務経験と介護福祉専門学校教師の視点で語る、ユーモアと共感性溢れる講義は秀逸と好評。

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 安全な介護セミナー事務局 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275